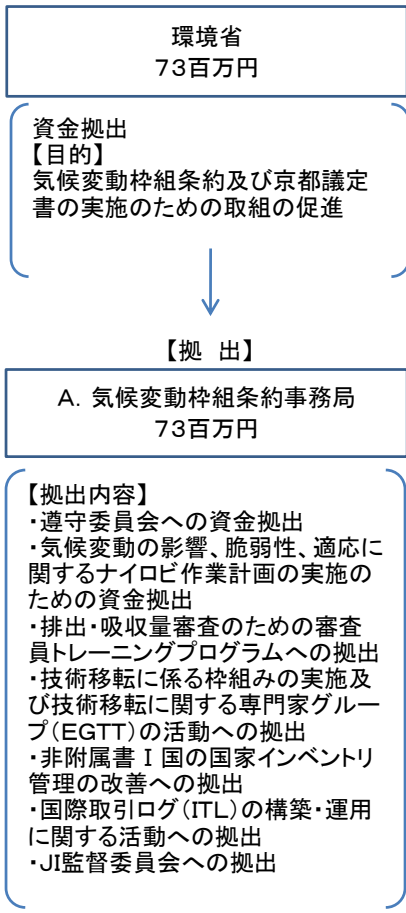


行政事業レビューシート (環境省)

予算事業名	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金		事業開始年度	平成16年度		作成責任者
担当部局庁	地球環境局		担当課室	地球温暖化対策課 国際対策室、市場メカニズム室		課長 高橋 康夫
会計区分	一般会計		上位政策	地球温暖化対策の推進		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	地球温暖化対策の推進に関する法律第3条第6項		関係する計画、通知等	気候変動に関する国際連合気候変動枠組条約(平成6年条約第6号)、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成17年条約第1号)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	地球温暖化対策の国際的な枠組みである気候変動枠組条約及び京都議定書の実施のために必要な国際的取組を促進する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	京都議定書の締約国として、同議定書の実施に不可欠な①排出・吸収量審査のための審査員トレーニングプログラム、②国際データ管理システム構築・運用、③締約国による京都議定書の義務の履行を判断する遵守委員会、④JI(共同実施)監督委員会についての分担金を、気候変動枠組条約事務局に拠出する。					
実施状況	国際交渉において合意された議定書実施のための必要額に基づいて拠出。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	45	80	73	83	83
	執行額	45	77	73		
	執行率	100%	96.3%	100%		
	総事業費(執行ベース)	45	77	73		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先は、気候変動枠組条約事務局であり、実施に関する補助機関会合(SBI)における議論を経て決められた国連分担比率等に基づき支出しているもの。				
	見直しの余地	国際条約に参加する先進国の一員として、条約・議定書の実施に必要な費用の一部を拠出する責任があるため、気候変動枠組条約に基づく実施に関する補助機関会合(SBI)における議論を経て決められた国連分担比率等に基づき支出を行う。その拠出内容については我が国にとって重要なものに拠出すべく毎年検討していく。				
予算監視の所見 効率化チー	現状維持 (引き続き、拠出内容を精査し効率的な拠出となるよう検討を進めること。)					
補記						

**資金の流れ**  
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
 (単位:百万円)



**費目・使途**  
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A. 気候変動枠組条約事務局					
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
拠出金	気候変動枠組条約事務局への拠出	73			
計		73	計		0
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0